

泉大津市立幼稚園給食納入業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 委託業務名

泉大津市立幼稚園給食納入業務委託

(2) 業務内容

別紙「泉大津市立幼稚園給食納入業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

2 履行期間

令和 8 年 8 月 7 日（予定）から令和 9 年 3 月 31 日まで

ただし、給食開始日は令和 8 年 9 月 2 日からとする。

3 提案上限額

委託料（提案額）は 1 食あたりの単価（税込）とする。

提案上限額は 1 食あたり 415 円（税込）とする。

4 応募資格

参加表明書の提出日時時点で、以下の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に規定する指名停止又は指名回避の措置及び同等の措置を受けていない者であること。入札参加有資格者でない者にあつては、当該措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく申立てをしておらず、同法の適用を受けていないこと。
- (4) 参加表明書提出から契約の締結までの間において、泉大津市暴力団排除条例（平成 24 年泉大津市条例 1 号）に規定する入札参加への排除措置を受けていない者であること。入札参加有資格者でない者にあつては、当該措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (5) 国税または市税を滞納していない者であること。
- (6) 給食調理施設は、食品衛生監視票が 80 点以上であること。
- (7) 大阪府内で令和 8 年 4 月 1 日から過去 1 年の間に、食品衛生法第 54 条、第 55 条及び第 56 条に基づく行政処分を受ける等、食中毒等の重大な事故を起こしていない

いこと。給食調理を他の事業者へ委託又は提携している場合は、委託先又は提携先においても同様とする。

- (8) 賠償責任保険（PL法に基づく。）に加入していること。
- (9) 仕様書及び事業者の提案書の内容に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者であること。

5 失格

以下の条件のいずれかに該当する場合は失格とすることがある。

- (1) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (2) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (3) 提出した書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 著しく信義に反する行為があった場合
- (5) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (6) 本事業について2案以上の企画提案をした場合
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (8) 審査結果通知日までに提案者が4 応募資格要件を満たさなくなった場合、また満たさないことが判明した場合
- (9) 契約締結までに、大阪府内で食品衛生法第54条、第55条及び第56条に基づく行政処分を受ける等、食中毒等の重大な事故を起こした場合（給食調理を他に委託あるいは提携している場合の委託先、提携先においても同様である。）

6 プロポーザル実施スケジュール

内容	日程
実施要領等公開日	令和8年6月12日（金）
質疑締切日	令和8年6月22日（月） 午後5時まで
質疑回答日	令和8年6月25日（木）
参加表明書の提出締切日	令和8年7月3日（金） 午後5時まで
提案書等提出締切日	令和8年7月16日（木） 午後5時まで
プロポーザル選定委員会による 審査、試食	令和8年7月29日（水）
選定結果通知日	令和8年8月3日（月）【予定】
契約締結予定日	令和8年8月7日（金）【予定】

7 参加表明

「4. 応募資格」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、下記の必要書類を提出

すること。

(1) 提出書類

(ア)参加表明書(様式1号)

(イ)食品衛生監視票(令和8年6月1日から1年以内に発行されたもののうち、最新のもの)

(ウ)決算報告書(直前1年分に係る決算報告書一式(直近の株主総会で議決を得たもの))

(エ)登記簿謄本

(オ)納税証明書(滞納がないことを確認できるもの)

(カ)印鑑証明書(法務局が発行したもの。(参加表明書提出日から遡って3カ月以内に発行されたもの))

(キ)使用印鑑届(様式6号)

(ク)障害者雇用状況報告書(報告義務のある者)(様式7号)

※ただし、上記(ウ)から(ク)については、本市の入札参加資格を有していない事業者のみ提出が必要なものとする。

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

提出期限までに、提出書類をPDFファイル等にデータ化のうえ、担当課へ電子メールで送付するとともに、原本を郵送または持参により提出すること。

(4) 提出期限

令和8年7月3日(金)午後5時まで。原本の提出は令和8年7月6日(月)(必着)とする

(※持参の場合、平日午前8時45分～午後5時15分の開庁時間内に提出すること)。

(5) 提出先(担当課)

泉大津市健康こども部こども育成課

〒595-8686

泉大津市東雲町9番12号

TEL 0725-33-1131(内線2133)

FAX 0725-33-1178

メール kodomoikusei@city.izumiotsu.osaka.jp

(6) 参加の承認

参加承認の可否については、令和8年7月8日(水)までに参加表明書に記載されたE-mailアドレスに電子メールで通知する。

8 質疑の提出及び回答

- (1) 提出期限 令和8年6月22日(月)午後5時まで
- (2) 提出方法 質疑書(様式2号)に記載し、担当課へ電子メールで送信すること。
 - (ア) 提出先 7.(5) 参照
 - (イ) 回答日 令和8年6月25日(木)
 - (ウ) 回答方法 各事業者の質疑内容及び回答をとりまとめ、質問者を伏せたうえで本市ホームページ上にて公開する。
 - (エ) 注意事項 提出期限を過ぎた質疑には回答しない。また、本市からの回答に対する再質疑については、それが確認程度のものであったとしても、一切受け付けないものとする。

9 企画提案

- (1) 提出書類
 - (ア) 企画提案届出書(様式3号)
 - (イ) 提案書(様式4号関係)
 - ① 提案書は2穴A4サイズのファイルに綴じた状態のもの6部(1部は原本、5部はコピー可)、及びファイル綴じしていないものを1部提出すること。
 - ② 提案書の記載方法は、別途提案書作成要領を参照のこと。
 - ③ 提案書を提出することができるのは1案だけである。
 - ④ 提出期限を過ぎた後は、本市が補正等を求める場合を除き、提案書の差替えは一切認めない。
 - (ウ) 見積書(様式5号)
- (2) 提出方法
持参により提出すること。
- (3) 提出期限
令和8年7月16日(木)午後5時まで
- (4) 提出場所
泉大津市健康こども部こども育成課(市役所1階2番窓口)
- (5) 提出書類作成の留意事項
 - (ア) 提出された企画提案に関する書類の修正又は変更は認めない。
 - (イ) 提出された企画提案に関する書類は返却しない。

10 参加辞退

- (1) 提出書類
本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届(様式8号)を提出すること。
- (2) 提出方法

提出期限までに、担当課へ電子メールで送信すること。

(3) 提出期限

令和8年7月16日(木)午後5時まで

(4) 提出先(担当課)

泉大津市健康こども部こども育成課

〒595-8686

泉大津市東雲町9番12号

TEL 0725-33-1131(内線2133)

FAX 0725-33-1178

メール kodomoikusei@city.izumiotsu.osaka.jp

1.1 選定方法等

(1) 選定方法

提案書提出期間終了後、泉大津市立幼稚園給食納入業務委託に係るプロポーザル選定委員会において試食を行い、内容及び提案書について総合的に審査のうえ、優先交渉権者及び次点者を選定する。なお、総合計点の6割以上を選定基準点とする。

企画提案者が1者のみの場合においても審査を行い、上記の選定基準点に基づいて、選定委員会の議決により優先交渉権者を決定する。なお、評価、採点に関する異議は受けない。

【プロポーザル選定委員会による審査日：令和8年7月29日(水)】

(2) 審査内容

(ア) 見積書

審査点を選定委員1人10点満点として評価を行う。

(イ) 提案書

審査点を選定委員1人90点満点とし、提案書の各項目について評価を行う。

(ウ) 試食による審査

①審査点を選定委員1人100点満点とし、味付けや盛り付け、食材の大きさ、食器などについて評価を行う。試食の準備、片付け等は市の指示に従うこと。

②献立については、別紙「週間献立予定表(令和8年6月分)」に記載の、6月3日(水)の主食及び副食(オレンジを除く)とすること。また、主食については、金芽加工米以外の使用を可とする。

※なお、審査の実施時間や場所(泉大津市役所を想定)、食数等の詳細については、後日、事業者あてに個別に通知する。

(エ) 評価基準

別紙「泉大津市立幼稚園給食納入業務委託に係るプロポーザル提案書作成要

領」に記載のとおり。

(3) 選定結果

選定結果について、企画提案書を提出し、試食による審査に参加した事業者に対し、令和8年8月3日(月)【予定】に通知し、本市ホームページにも同日に掲載する。

(4) 注意事項

- (ア) 試食による審査にて使用する食缶や食器ほかについて、事業者が特定できる事項は表示しないこと。
- (イ) 資料の追加配布は認めない。

1.2 その他

(1) 契約の締結

- (ア) 優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。
- (イ) 優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、次点者と契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。

(2) 費用負担等

諸般の事情により、本プロポーザルが中止または延期となる場合を含め、提案に要する費用は、すべて事業者の負担とする。

(3) 試食時の事故対応について

万一、試食の際に食中毒等による事故が起きた場合は、事業者の責任において即刻対応し、また十分な賠償保障を行うこと。

(4) 提案書類の扱い

提出書類について、その著作権等の主張は認めないものとする。

(5) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とする。

- (ア) 提案者の応募資格要件を満たさない者が応募したとき
- (イ) 提出書類が不足しているとき
- (ウ) 提出書類が各指定様式の作成要領に従い記載されていないとき
- (エ) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき
- (オ) 応募手続きにおいて不正な行為があったとき
- (カ) 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- (キ) 虚偽の内容が記載されているとき
- (ク) 2案以上の提出書類を提出したとき
- (ケ) その他募集要領に定める条件に違反したとき